

令和元年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定130職種のうち都道府県方式で実施している111職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否を検討する。

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）
ただし、以下の場合には検討対象から除外
 - ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
 - ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上
- ② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））
 - ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
 - ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和2年1月6日～17日の間で実施）

3 検討対象職種

令和元年度は、①の基準に該当する3職種のうち、陶磁器製造職種※1を除く2職種について、②の観点から検討を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (平成25～30年度)	受検申請者数					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ウェルポイント施工	45※2	-	102	(4)	95	(16)	74
印章彫刻	29	-	-	101	-	-	70

※1 陶磁器製造職種については、平成29年度の本検討会において、「国家検定としてなお従前どおり存続させることは困難であり、職種廃止すべきである。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。」とされ、平成30年度の受検申請者数が79人と90人未満だったが、あらためて令和元年度の本検討会（第24回）に諮った。

※2 定期試験を実施した年に限って計算（随時試験のみを実施した年を除外）、ウェルポイント施工のH27、H29が該当。

○ 上記2職種の試験実施頻度（令和元年度時点）は、以下のとおり。

ウェルポイント施工：隔年実施

印章彫刻：3年毎実施

4 検討結果のポイント

1. 陶磁器製造職種：

(素焼きの素地に絵付けして釉薬をかける下絵付けや、釉薬をかけた素地の上に絵付けする上絵付け等を行う作業)

- 平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たなかった。その上で、関係業界団体に対し、事務局から、職種の廃止について改めて確認したところ、今後も受検者を安定的に確保できる見込みが立たないことから、廃止はやむを得ないという回答がなされている。
- このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止すべきである。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮すべきである。

2. ウェルポイント施工職種：

(ウェルポイントを地盤中に多数打ち込んでウェルポイントポンプを作動させ、地下水を汲み上げることにより、地下水位を低下させて、地盤改良、地盤強化を図る工事作業)

- ウェルポイント施工は、関係業界団体から、近年の受検状況を踏まえて、今後は技能検定試験の実施頻度を隔年実施から3年毎実施に変更してほしいとの要望が出されている。3年毎実施を導入した場合、今後は3年間分の受検希望者をまとめて受検させることができるようになり、年間平均30人以上の受検申請者を安定的に確保できるかどうか存廃の基準となるが、関係業界団体は、今後、会員以外も含めウェルポイント工法への理解促進等を通じ、受検申請者の増加を図っていく姿勢をみせている。
- このため、当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当である。

3. 印章彫刻職種：

(柘(つげ)、水牛の角などを用いて、印章を製作する作業)

- 印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、技能検定を長く実施しているにもかかわらず、業界全体として技能検定の必要性が理解、共有されていないことが考えられる。
- このため、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、会員以外を含め潜在的な受検候補者への働きかけに取り組む姿勢をみせていること、現行の3年毎実施に当たる令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするのが適当である。